

平成 31年度部活動指導方針

守山南中学校

生徒の休息日の確保や教職員の働き方改革の観点から、文部科学省・スポーツ庁において、今後の望ましい部活動のあり方が示され、滋賀県教育委員会からも、部活動運営の指針が出されました。こうした趣旨を踏まえ、本校においても新しい実施要項を定め、適正な運営をしていきます。

1 部活動の意義

中学生にとって部活動は、人格形成をする上で大切な教育活動であり、開校時より、仲間づくり、挑戦する姿勢の育成、物事をやり遂げる意志づくりの場としてきました。そして、部活動を通して、自立の心を育てることも学校の目標にしてきました。

今回、これまでの取り組みを踏襲しながら、今日的な課題に対応した体制を整備していきます。

2 部活動の運営

(1) 平日の取り扱い

○練習時間は、概ね2時間程度とします。

○月曜日を休みとします（基準日）。

○運動部での活動の場の確保から、基準日に割り当てられた部活動は、水曜日を振替休日にします。

(2) 週休日(土日)の取り扱い

基本：土日のいずれかは休みとする。

○練習時間は、3時間程度とします。

○土日のいずれかは休みを基本としますが、活動内容により以下の措置をとる場合があります。

- ・練習試合や特別な事由（協会・連盟の試合やコンクール）がある場合、1日の活動時間が長時間になったり、土日2日間の活動が可能です。
- ・こうした場合は、必ず事前（活動計画）に生徒・保護者に伝えるとともに、特別の活動を行った前後1ヶ月以内に代替休日を設けます。

(3) 祝日の取り扱い

○週休日と同様に半日の活動を基本とします。練習試合や練習会場の関係で1日の活動をすることもあります。この場合、必ず事前に生徒や保護者に連絡します。

○連休において、すべて1日練習を計画する場合は、その理由と計画を事前に生徒や保護者に連絡をし、同意を得ます。代替休日は2(2)の項目に記載した方法で確保します。

○祝日と週休日が集中してある場合、連休の約半分以上が休日になるようにします。

(4)部活動停止について

○定期テスト概ね1週間前は、部活動停止とします。

(5)特別練習期間の設置

中体連大会、コンクール等、主たる大会の1ヶ月前から「特別練習期間」にできる。

- ・この期間は、土日の連続活動ができます。ただし、練習の場合は、半日とし、練習試合の場合は1日になることがあります。
- ・この期間内に練習日を増加した場合、特別期間の前後1ヶ月内に代替休日をとります。

※中体連主催の強化練習会や協会主催の大会に参加の場合は、特別練習期間を事前に保護者に提示し、同意を得て活動します。

(同意がない場合は活動はしません。また、代替休日の確保も行います)

※協会や連盟の大会については、生徒にとって過度にならないように学校で出場する大会を協議します。参加する大会については、年度初めの部活動保護者会で保護者に説明します。

平成31年度特別練習期間

大会名	特別期間
春季大会	4月16日～5月15日
夏季大会・吹奏楽コンクール	6月21日～7月20日
秋季大会	9月20日～10月17日

※特別練習期間に基準以上の練習を実施した場合、前後1ヶ月内で代替休日を設定する

(6)朝練習の取り扱い

基本：朝練習はしません

○前項(5)に定めた特別練習期間は、下記の条件で週3回までの朝練習ができます。

- ① 活動時間は、7:30 からとし、8:15 までには教室に入室できるように配慮します。
また、7:15 よりも早く登校してはいけません。
- ② 顧問が、必ず指導につくことが基本です。

3 保護者との連携

(1) 保護者会の開催

- ・年度初め（5月）に部活動保護者会を開催し、各部の活動方針や年間活動計画について説明を行います。

- ・その他、必要に応じて、保護者会を開催することがあります。

(2) 練習計画表の作成

月単位の練習計画予定表を前の月の **25** 日を目安に、生徒や保護者に連絡します。

特に、1 日練習を計画する場合は、計画表に明記します。計画が変更になった場合は、メール配信システムで連絡します。

(3) 部活動における特殊性について

各部活動において、その部の特異的な運営がある場合は、**5** 月に実施する保護者会で説明を行います。

例 水泳部・・・冬季期間での温水プール利用